

Q3.新たに水道施設（給水装置）を設置したいのですが、どんな手続きが必要ですか。

A3.新たに水道施設（給水装置）を設置して使用したい場合の流れをご紹介します。

【申請者（お客様）】

「給水装置工事申込書」を有田川町水道事業指定給水装置工事事業者を通じて、水道課または清水行政局建設環境室への提出となりますので、有田川町水道事業指定給水装置工事事業者（できれば複数店）に見積りをしてもらいます。必要なものは加入分担金・手数料（下記表1）と認め印鑑が必要となります。（工事費は申請者負担となります。）



【有田川町水道事業指定給水装置工事事業者】

「給水装置工事申込書」を水道課または清水行政局建設環境室へ提出となります。



【水道課または清水行政局建設環境室】

給水装置工事の申請書審査を行います。

給水装置工事の方法や材料が適合するものは、工事承認となります。



【有田川町水道事業指定給水装置工事事業者】

給水装置工事を行います。

給水装置工事終了後に工事検査を行います。



【水道課または清水行政局建設環境室】

給水装置工事の検査を行い、方法や材料が適合するものは、合格となります。



【有田川町水道事業指定給水装置工事事業者】

申請者（お客様）へ引き渡しとなります。



【申請者（お客様）】

水道の使用開始となります。

（表1） ※加入分担金と各種手数料の合計を足した金額を納めていただきます。

（例）13mmの場合は合計金額が148,000円となります。

メーター口径	加入分担金	新規申込手数料	設計審査手数料	検査手数料
13mm	143,000	1,000	2,000	2,000
20mm	220,000	1,000	2,000	2,000
25mm	341,000	1,000	2,000	2,000
30mm	495,000	1,000	2,000	2,000
40mm	880,000	1,000	2,000	2,000